

# 指定給水装置工事事業者の皆様へ

いすみ市水道課より大切なお知らせ

令和2年4月1日より指定給水装置工事事業者制度は  
5年毎の更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して

「水道法の一部を改正する法律が、令和元年10月1日に施行されました。

指定の有効期間が従来の無期限から、更新申請完了後5年間となります。  
現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた年月日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年3月31日	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者の皆様宛に、お知らせはがきにて通知します。  
なお、郵便不着や未更新の方への再通知は致しません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3の2（指定の更新）に準拠
  - ①事業者ごとに給水装置工事主任技術者の選任をすること
  - ②厚生労働省で規定された機械器具を有すること
  - ③水道法第25条の3第1項第3項で既定された欠格要件に該当しないもの
- 更新申請に必要な書類
  - ・様式第1号及び第2号
  - ・機械器具調書
  - ・定款若しくは寄付行為の写し（法人）
  - ・登記簿謄本の原本（法人）または住民票の写し（個人）※申請日から3か月以内のもの
  - ・選任する給水装置工事事業者免状の写し

- 指定更新申請時に、以下4項目の確認を行います。
  - ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
  - ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、対応工事等）
  - ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
  - ④配管技能者の配置状況

更新申請についての問い合わせ先

いすみ市 水道課

☎ 0470(62)1384